

福祉新聞 2010 年 8 月 16 日（月）

## <介護職員のたん吸引 「医行為」前提に法整備>

### 厚労省、検討会に提示

厚生労働省は 9 日、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（座長＝大島伸一・国立長寿医療研究センター総長）の第 4 回会合を開き、たんの吸引や経管栄養が医行為であることを前提に法整備する考えを示したが、委員からは異論が上がった。

三上裕司・日本医師会常任理事は、かねて「たんの吸引などを医行為から外し、一定の研修を積んだ人が行うべき」と主張していたが、厚労省の説明を受けて「医行為から外さないのであれば、どうしても新しい資格を作ることにならざるを得ない。多くの委員は資格化を望んでいないはずだ」と疑問を呈した。

厚労省は「医行為に関する現行の基本的考え方の変更を行うような議論は、当検討会の役割ではない」としたが、「日本医師会がこう言っているのだから、医行為から外せばいい。医行為であると誰が決めたのか」（黒岩祐治・国際医療福祉大大学院教授）など医行為を巡る発言が続出。次回以降、引き続き議論される見通しだ。

法制度化に向けた教育・研修の在り方について厚労省は、不特定多数の利用者を対象とする安全性を標準としつつも、特定の人を対象とする場合はそれと区別する考えを表明。「特定の人の場合」とは、ALS 患者らが独白にそれぞれのヘルパーを養成している実態を考慮したものだ。

ALS 患者らは、たんの吸引を巡る新制度の導入により、それぞれが利用しているヘルパーが新たに長時間の研修を課されることなどを懸念。厚労省は「現在例外的に認められている人ができなくなるような不利益変更は生じないよう十分配慮する」としている。

同日の会合では、介護職員らに課す研修の効果や安全性の確保などを検証するための試行事業についても議論され、委員からは大筋で了承された。

試行事業で実施できる行為は吸引（咽頭手前の口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）と経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）。実施できる職員は「一定の研修を修了した介護福祉士、訪問介護員、保育士その他の介護職員、特別支援学校の教員」とした。

研修は介護職員 120 人程度を対象とした 50 時間の講義（基本研修）を今年 11 月に、実地研修を 2011 年 1 月に行う。実施主体は、一定の要件を満たす団体を 5～10 団体公募して選ぶ。ケアの試行は 2011 年 3 月からとなる。

検討会は、現在ヘルパーや介護職員が例外的に実施を認められているたんの吸引などを安心・安全に行えるよう、法制度を確立するため 7 月に発足。厚労省は年度内に結論を出し、2011 年の通常国会にも関連法案を提出する方針だ。